

平成31年3月29日
大 阪 大 学

大阪大学職員の工事発注における不正な契約手続に係る懲戒処分等について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

○ 被処分者及び処分量定

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1. A元施設部課長（男性・60歳代） | …停職1月間（相当） |
| 2. B施設部課長補佐（元係長）（男性・40歳代） | …停職7日間 |
| 3. C施設部課長補佐（男性・40歳代） | …停職7日間 |
| 4. D施設部課長（男性・50歳代） | …訓告 |
| 5. 施設部係長（男性・50歳代） | …嚴重注意 |
| 6. 元施設部長（男性・60歳代） | …嚴重注意（相当） |
| 7. 元施設部課長（男性・60歳代） | …注意（相当） |
| 8. 元施設部課長補佐（男性・60歳代） | …注意（相当） |

○ 処分理由

1. の者
会計規程等に則らない不適切な契約手続等による工事の実施及び過年度債務の不適切な支払行為に関与
2. の者
会計規程に則らない不適切な契約手続等に関与
3. 4. 5. の者
過年度債務の不適切な支払行為に関与
6. の者
契約に関する事務の経理責任者としての管理監督責任
7. の者
債務及び記帳に関する事務の経理責任者及び経理補助者（入札の執行）として適正に内部牽制を機能させることができなかった責任
8. の者
経理補助者（入札の執行）として適正に内部牽制を機能させることができなかった責任

○ 処分年月日

平成31年3月29日

○ 事案の概要

1. 以下のとおり事案が発覚し、調査を行った。

●平成29年6月15日

施設部内において、X社を受注者とする本学の発注工事において不正な契約（適正な積算価額を上回る金額での契約。以下、「本件事案」という。）が行われているとの相談が、本件事案に係る職員から他の職員になされた。

●平成29年6月16日

本件事案に関与していると推定された、施設部職員3名から事情を聴取し、以下の内容を確認した。

- ・平成25年12月にX社との間で契約を締結した本学の発注工事(以下、「本件原因工事」という。)において、約3,600万円の追加費用が発生したにもかかわらず、平成26年度末の完成期限までに当該追加費用を支払っていないこと。
- ・平成27年度に当時の担当者であるA課長(平成29年3月末で本学を退職)が、X社に対し口頭にて本件原因工事に起因する追加費用を支払う旨を約束したこと。
- ・本件事案について、平成27年度から平成28年度にかけてX社との間で数回にわたって250万円(税込)以下の少額随意契約を締結したこと。その際、契約金額中に本件原因工事で発生した追加費用の一部を上乗せすることによって、既にX社に対し約1,200万円を支払ったこと。
- ・平成29年度に入ってから、D課長(A課長の後任)らは、X社との間で、これまでと同様の少額随意契約を締結するための手続を進めようとしていたこと。

●平成29年6月26日

これを受け、内部調査チームを発足させて調査を開始した。

調査体制 内部調査チーム(学内者4名、学外者(本学顧問弁護士)1名)

調査対象 平成25年12月にX社との間で契約した工事

平成27年度及び28年度にX社との間で契約した少額随意契約による工事

2. 内部調査チームによる調査(A課長、関係者及びX社からの聞き取り調査を含む。)の結果、以下の事実を確認した。(役職名はすべて当時のもの、金額はすべて税抜である。)

1) 本件原因工事における未精算の追加費用の発生

ア. 平成26年8月頃より、本件原因工事の監督職員であるB係長は、地中埋設物等の支障撤去に要する費用などの仕様変更に伴う追加費用の確認が行われないうまま、本件原因工事を進めるためには必要不可欠となる追加工事について着工の指示を行った。

イ. 平成26年12月25日、本学(出席者:A課長、B係長)とX社との協議の場において、X社は追加費用として約5,300万円を要求してきた。そのため、このままでは本件原因工事に係る予算枠を大幅に超過することを危惧したことから、一部工事(グラウンド整備)の取止めによる減額調整を行うなど、継続して協議を行うこととなった。

ウ. 平成27年1月15日、本学(出席者:A課長、B係長)とX社との協議の場において、X社から一部工事(グラウンド整備)の取止め後の追加費用として約4,500万円が要求された。これ以外にも平成26年秋頃に発覚した土壌汚染処理に要する追加費用も生じる見込みとなった。

そのため、A課長及びB係長は、着工指示済みの仕様変更項目により、予算枠を上限として変更契約を行うことを決め、本件原因工事の担当者(監督職員の補助者)に必要な書類の作成を指示した。

- エ. 平成27年3月、A課長及びB係長が認識できた追加費用5,200万円の内、予算枠内の3,600万円を増額する変更契約がX社との間で締結された。なお、工事関係書類一式を調査した結果、変更契約手続は適切に行われていたことを確認している。
- オ. 平成27年3月18日、本学（出席者：A課長、B係長）とX社との協議の場において、X社は、平成27年3月に締結した変更契約により精算できなかった追加費用（1,600万円）及び土壌汚染処理に伴う増額費用（2,000万円）を提示した。以後、A課長及びB係長は、X社が主張する3,600万円の妥当性について確認しないまま、支払いに向けた協議を行った。
- カ. 追加費用3,600万円の妥当性について、内部調査チームにおいて、工事関係書類一式やX社から提供された資料に基づき検証し、実施した工事内容毎に積算したところ未払いとして精算すべき金額は750万円であった。

2) 未精算となった追加費用の支払いの口頭約束

- ア. 平成27年3月24日、本学（出席者：A課長、B係長、C課長補佐）とX社との協議の場において、X社の主張する追加費用3,600万円について概算額の提示はあるものの、根拠資料の提出はなかったため、引き続き協議することとなった。
- イ. 平成27年3月頃、A課長とX社との交渉の場において、A課長は、本件原因工事が期限内に完成しなければ他の工事等にも大きな支障となることなどを懸念して、本件原因工事の期限内完成を最優先した結果、自身に契約権限がないことを認識しつつ、支払いを了承した。
- ウ. 平成27年4月9日、支払いを了承した追加費用について妥当性を検証するため、本学（出席者：A課長、B課長補佐、C課長補佐）とX社との協議の場を設け、X社から土壌汚染処理に係る根拠資料（2,000万円）が初めて提出された。なお、平成27年3月の変更契約時に精算できなかった1,600万円については、X社から根拠資料の提出はなかった。
- エ. 平成27年6月10日、本学（出席者：A課長、B課長補佐、C課長補佐）とX社との協議の場において、最終的に追加費用3,600万円の支払を口頭で約束した。なお、この時点において、X社の主張する追加費用3,600万円の妥当性を確認しなかった。

3) 不正な方法による追加費用の支払い

- ア. 平成27年1月15日、本学（出席者：A課長、B係長）とX社との協議の場において、A課長は、本件原因工事に起因して発生した追加費用については、平成27年度以降、追加費用の一部を適正な積算価額に上乗せした上で、X社に対して少額随意契約を締結することによって支払う方法を提案した。
- イ. 平成27年6月10日、本学（出席者：A課長、B課長補佐、C課長補佐）とX社との協議の場において、追加費用3,600万円の支払約束と併せて、支払方法についても協議を行った。その際、A課長から、X社との間で少額随意契約を締結し、1か月に1回として3年間で追加費用全額を支払うことを提案し、X社も了承した。
- ウ. 平成27年7月、適正な積算価額に本件原因工事で発生した追加費用の一部を上乗せすることによって、X社との間で最初の少額随意契約（契約額：231万円、上乗せ額：57万円）を締結した。

エ. それ以降も同様の契約が繰り返し締結され、12件（平成27年度：4件、平成28年度：8件）、合計1,235万円を追加費用として支払った。なお、本件事案については、すべてA課長（平成28年4月1日以降、同部内別課長に異動）の指示を受けてC課長補佐が担当した。

※ なお、未払いとして積算すべき金額（750万円）（上記1）カ.に記載）と支払った追加費用（1,235万円）（上記3）エ.に記載）との間で485万円の差額が生じているが、当該差額については、X社が全額を本学へ弁済する旨の意志表示をしている。

○ 本件事案等が発生した背景

本件原因工事の行われた当時は、国による東日本大震災後の復興支援が決定し、東北方面を中心として建設工事に係る発注案件が増大したことによって建設資材や労務費などの高騰に伴って建設物価が継続的に上昇したりするなど、受注者を確保するのが困難な状況にあった。

なお、本件原因工事の入札には、5者の参加申込みがあったが、内2者は辞退、2者は予定価格を上回ってしまい、結果、X社が落札した。

また、X社の現場代理人が体調不良を理由として、契約後約4か月もの間、工事に着手できなかったり、当初は想定できなかった土壌汚染処理や地中埋設物が発見されたりするなど、本件原因工事が相当遅延していた。

加えて、本件原因工事がこれ以上遅れた場合、近隣の建物等に対して、平成27年4月から電気等の供給ができなくなるなど、本学の教育研究へ与える影響も大きく、完成期限を遵守しなければならない状況にあった。

○ 再発防止策

1. 契約手続等の適正化

施設部で常態化していた少額随意契約における他課による実質的な契約予定者の選定について即時に廃止するとともに、企画課職員が主体となって、受注者を選定し根拠資料を直接徴取するなど、本学の会計規程等に則った手続を徹底する。

2. 綱紀保持の徹底

本件事案等を踏まえて「大阪大学施設部発注者綱紀保持要領（施設部長裁定）」や「大阪大学施設部発注者綱紀保持マニュアル」（以下、併せて「本要領等」という。）を見直すとともに、定期的な研修や講習等を行い、施設部職員に対して本要領等の周知・徹底を行う。

また、不正事案を了知した施設部職員は、速やかに上司へ報告するなど、不正事案が発生した時こそ報告・連絡・相談について指導を徹底する。

3. 監督職員及び検査職員としての職務範囲の明確化

施設部職員に「検査職員」及び「監督職員」の職務範囲を理解させるとともに、「検査職員」及び「監督職員」による判断を内部牽制するため、工事進捗や課題等を整備課内だけで情報完結するのではなく、部内課長補佐以上で構成される連絡会（原則、週に一度開催）などを通じ、広く情報共有を図っていくこととする。

また、「書面主義」に則り、特に追加費用が発生した場合、監督職員は費用の増加原因や必要性等を受注者との間で文書（工事連絡書）を取り交わしておくなど、その根拠をすべて明確に整理した上で、契約権限者へ上申するように徹底する。

4. 契約の相手方との適切な対応

A課長らはX社と施設部内の密室において協議を行うなど、適切な対応に欠けていたことから、受注関係業者と応接する場合は、密室内で打合せ等を行うことなく、施設部内の中央打合せスペースや受付カウンターを活用するなど、人目が多く周囲からオープンな場所で行うようにする。

※ 懲戒処分等（相当）の実施にかかる公表内容については、国立大学法人大阪大学における懲戒処分の公表基準により行っておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【参考資料】

- ・ 国立大学法人大阪大学教職員就業規則（抜粋）
- ・ 国立大学法人大阪大学における懲戒処分の公表基準

国立大学法人大阪大学教職員就業規則（抜粋）

（懲戒処分）

第37条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒する。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じなかったとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
- (5) 大学の名誉又は信用を傷つけたとき。
- (6) 大学の秩序、風紀又は規律を乱したとき。
- (7) 経歴を故意に偽ったとき。
- (8) 第31条第1項に定めるハラスメントをしたとき
- (9) その他法令及び大学が定める規則・規程等に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 教職員の懲戒処分は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分に従って行う。

- (1) 戒告 非違行為の程度がきわめて軽微な場合、始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 減給 非違行為の程度が比較的軽微な場合、始末書を取り、給与の一部を減額する。ただし、1回の減額は労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額以内とし、総額は一給与支払期における給与の10分の1以内とする。
- (3) 停職 非違行為の程度が軽微とはいえない場合、始末書を取り、1日以上1年を限度として職務への従事を停止し、その間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であるが情状酌量の余地がある場合、退職を勧告して解雇する。
- (5) 懲戒解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であり、かつ、情状酌量の余地がない場合、予告期間を設けずに即時解雇する。前号の退職勧告に応じなかった場合も、同様とする。

3 第21条第4項の規定は、前項各号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。ただし、第10条第1項に規定する試用期間中の者を懲戒する場合は、この限りでない。

4 第22条の規定は、本条第2項第4号及び第5号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。

（訓告等）

第38条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意(以下「訓告等」という。)を行う。

国立大学法人大阪大学における懲戒処分の公表基準

1. 目的

この基準は、国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学運営の透明性を確保するとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2. 公表の対象とする懲戒処分事案

本学教職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（国立大学法人大阪大学倫理規程に違反したことを理由としたものを含む。）
- ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は1月以上の停職を内容とする懲戒処分

3. 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、原則として個人の識別が可能とならない範囲で公表する。ただし、懲戒解雇又は諭旨解雇を内容とする懲戒処分であって、社会的影響の大きい事案、及び「国立大学法人大阪大学における研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則」に基づき、氏名が公表された者に対する懲戒処分については、被処分者の氏名をも公表するものとする。

4. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でないと認められるときは、処分内容の一部又は全部を公表しないことがある。

5. 公表の時期及び方法

2の懲戒処分事案に係る公表は、処分の発令後、速やかに行う。ただし、2の①のうち軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとする。

公表の方法は、原則として大阪科学・大学記者クラブへの資料配付によるが、特に社会的影響の大きい重大事案については、記者会見を行うものとする。